

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月11日
【四半期会計期間】	第147期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	住友大阪セメント株式会社
【英訳名】	Sumitomo Osaka Cement Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 渡邊 穰
【本店の所在の場所】	東京都千代田区六番町6番地28
【電話番号】	(03)5211-4500（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部経理グループリーダー 起塚 岳哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区六番町6番地28
【電話番号】	(03)5211-4500（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部経理グループリーダー 起塚 岳哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第147期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第146期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	51,512	48,029	215,390
経常利益(百万円)	1,166	2	4,363
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (百万円)	365	5	450
純資産額(百万円)	136,245	125,739	121,682
総資産額(百万円)	312,697	298,634	309,465
1株当たり純資産額(円)	322.54	298.30	288.62
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半 期純損失金額()(円)	0.87	0.01	1.08
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利 益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	43.1	41.6	38.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,453	2,872	17,593
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,788	2,531	23,191
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,252	12,277	8,753
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	14,242	14,041	25,988
従業員数(人)	2,729	2,785	2,706

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まない。

3 第146期第1四半期連結累計(会計)期間及び第146期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4 第147期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	2,785
---------	-------

（注）従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	1,398
---------	-------

（注）従業員数は就業人員である。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
セメント事業	16,588	102.4
鉱産品事業	1,058	90.8
建材事業	497	119.7
光電子・新材料事業	2,762	113.6
合計	20,906	103.4

- (注) 1 金額は、製造原価ベースである。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 （百万円）	前年同期比 （％）	受注残高 （百万円）	前年同期比 （％）
建材事業	1,786	69.4	2,606	96.2
不動産・その他事業	368	27.1	1,188	63.8
合計	2,155	54.8	3,795	83.0

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
2 対象は、建材事業における各種工事、不動産・その他事業における各種ソフトウェア製作、各種電気工事等である。なお、上記以外のセグメントについては、受注生産形態をとらない製品がほとんどであるため、記載を省略した。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
セメント事業	38,231	91.5
鉱産品事業	1,771	78.5
建材事業	3,032	101.6
光電子・新材料事業	3,443	126.3
不動産・その他事業	1,551	88.3
合計	48,029	93.2

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10以上となる取引先が存在しないため、省略した。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、輸出や生産においては下げ止まりの兆しが見られるものの、企業収益は大幅に減少し、雇用情勢の悪化を背景に個人消費の減少が続くなど、引き続き厳しい状況となった。

セメント業界においては、公共投資関連予算の削減等により官公需が低迷したことに加え、景気後退により民需が減少したことから、当第1四半期連結会計期間のセメント国内需要は、前年同期に比べ12.4%減の10,389千トンとなった。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前年同期に比べ12.2%減の12,802千トンとなった。

このような情勢の中で、当社グループは、セメント事業においては、販売価格の改善に注力するとともに、リサイクル原燃料の利用拡大等による生産コスト削減にも努めた。セメント以外の事業分野においては、既存製品の拡販や新製品の市場投入を行うなど、事業拡大に努めた。また、循環型社会構築への貢献や環境負荷低減にもグループ全体で積極的に取り組んできた。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は、48,029百万円と前年同期に比べ3,483百万円の減収、経常利益は、2百万円と前年同期に比べ1,164百万円の減益となった。また、四半期純損失については、5百万円と前年同期に比べ370百万円の減益となった。

事業の種類別セグメント別の概況は、次の通りである。

1 セメント事業

国内需要の減少により、売上高は、38,231百万円と前年同期に比べ3,558百万円（ 8.5%）の減収となった。

営業利益は、販売価格の改善やコスト削減に努めたが、販売数量減少による影響を補うことができず、145百万円と前年同期に比べ1,048百万円（ 87.8%）の減益となった。

2 鉱産品事業

鉄鋼向け石灰石や骨材の販売数量が減少したことから、売上高は、1,771百万円と前年同期に比べ485百万円（ 21.5%）減収となり、損益も129百万円の営業損失と前年同期に比べ228百万円の悪化となった。

3 建材事業

プレストレストコンクリート製品の販売が増加したことから、売上高は、3,032百万円と前年同期に比べ48百万円（ 1.6%）の増収となったが、コンクリート構造物の補修材料や地盤改良工事の減収により、損益は23百万円の営業損失と前年同期に比べ34百万円の悪化となった。

4 光電子・新材料事業

光電子事業については、半導体市場の低迷による半導体用計測器の販売が減少したことから、減収減益となった。

新材料事業については、プラズマディスプレイ用フィルターの販売増加等により、増収、損益改善となった。

この結果、光電子・新材料事業の売上高は、3,443百万円と前年同期に比べ717百万円（ 26.3%）の増収となり、営業損失は、194百万円と前年同期に比べ319百万円の改善となった。

5 不動産・その他事業

不動産事業における賃貸収入の減少やソフトウェアの販売減少により、売上高は、1,551百万円と前年同期に比べ204百万円（ 11.7%）の減収となり、営業利益は、321百万円と前年同期に比べ159百万円（ 33.2%）の減益となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、社債の償還による支出や、固定資産の取得による支出等により、前連結会計年度末に比べ11,946百万円の減少となった。その結果、当第1四半期連結会計期間末の資金残高は14,041百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において営業活動による資金の増加は、2,872百万円となった。これは減価償却費をはじめとする内部留保や売上高の減少に伴う売上債権の減少等によるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において投資活動による資金の減少は、2,531百万円となった。これは、固定資産の取得による支出2,875百万円があったこと等によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において財務活動による資金の減少は、12,277百万円となった。これは、社債の償還による支出10,000百万円があったこと等によるものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を平成20年5月14日開催の取締役会にて決定した。また、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わない。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。)に関する対応策(以下「本プラン」という。)の導入について、平成20年6月27日開催の第145回定時株主総会において、承認された。その概要については、以下のとおりである。

注1 特定株主グループとは、

- ()当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。以下同じとする。)、または、
- ()当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含む。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。)を意味する。

注2 議決権割合とは、

- ()特定株主グループが注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいう。)も加算するものとする。)、または、
- ()特定株主グループが注1の()記載の場合は、当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。)の合計をいう。
株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいう。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいう。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。

注3 株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味する。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えている。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものとする。しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえる。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断する。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プラン導入の目的

本プランは、前記1.に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものである。

また、本プランを運用するにあたっては、当社は、当社株式に対する大規模買付を行う際には、株主が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えている。そのため当社は本プランにおいて大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定することとした。

大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものである。その概要は以下のとおりである。

1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および大規模買付者の名称等の情報を記載した意向表明書を提出する。

2) 必要情報の提供

当社は、上記1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の判断および取締役会としての意見形成のために提供すべき必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」という。）のリストを当該大規模買付者に交付する。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なるが、一般的な項目の一部は、以下のとおりである。

- a.大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ（以下「当社」という。）の事業と同種事業についての経験の有無を含む。）
- b.大規模買付行為の目的および内容（買付対価の種類・価額、買付の時期・方法その他の買付条件およびその適法性、関連する取引の仕組み、ならびに買付および関連する取引の実現可能性を含む。）
- c.買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の供与者の名称その他の概要、調達方法、関連する取引を含む。）
- d.大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、当社らの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社らの企業価値を向上させる根拠
- e.当社らの従業員、取引先、顧客その他の利害関係者と当社らとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

なお、当初提供された情報だけでは大規模買付情報として不十分であると当社取締役会または特別委員会がある場合、十分な大規模買付情報が揃うまで、追加的に情報提供をしてもらうことがある。当社取締役会は、大規模買付行為の提案および大規模買付情報の提供が完了した事実は速やかに開示する。

3) 取締役会評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるものとする。

4) 特別委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続きの進行ならびに当社株主の皆様の利益および当社の企業価値を守るために適切と考える方策をとる場合におけるその判断の合理性および公正性を担保するため、特別委員会規程を制定し、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置する。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者(注4)の中から選任する。

特別委員会は、大規模買付者に対し、大規模買付情報の内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、必要情報を追加的に提出するよう当社取締役会を通して求めることができる。また、特別委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非について諮問を受けた日から原則として30日間が経過する日までに、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見を当社取締役会に対して勧告する。

当社取締役会は、特別委員会からの勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動の決議を行う。

注4 社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。

大規模買付行為が為された場合の対応

1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。

但し、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ当社の企業価値または株主共同の利益を確保するために必要であるときには、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることとする。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当する場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものとする。

- a. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取る目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- b. 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- c. 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- d. 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- e. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- f. 買付が行われる時点での法令等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある買付等であると明らかに認められている買付と判断される場合

2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合で、かつ当社の企業価値または株主共同の利益を確保するために必要であるときには、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することとする。

3) 対抗措置の発動の手続き

本プランにおいては、前記1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。一方、前記1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合ならびに前記2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとする。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがある。

株主・投資家に与える影響等

1) 大規模買付ルールが株主および投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としている。これにより株主は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えられる。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の利益に資するものであると考えている。

2) 対抗措置発動時に株主および投資家に与える影響

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定していない。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しない。

本プランの適用開始、有効期間および廃止

本プランは、平成20年6月に開催した当社第145回定時株主総会での承認により発効した。なお、有効期間については、第145回定時株主総会の終結時から平成23年6月開催予定の第148回定時株主総会の終結時までである。

本プランは、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

3. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足している。

株主意思を重視するものであること

本プランは、平成20年6月に開催した第145回定時株主総会での承認により発効しており、株主の皆様のご意見が反映されている。さらに、当社の取締役任期は1年となっており、取締役選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意見を示していただくことも可能である。

特別委員会の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役、社外監査役および社外有識者で構成される特別委員会により行われることとされている。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、前記2. 「大規模買付行為が為された場合の対応」において記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえる。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前記2. の「本プランの適用開始、有効期間および廃止」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けたものが指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

なお、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、992百万円である。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,470,130,000
計	1,470,130,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月11日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	427,432,175	427,432,175	東京証券取引所 市場第1部 大阪証券取引所 市場第1部	単元株式数は1,000株である。
計	427,432,175	427,432,175	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	427,432,175	-	41,654	-	10,413

(5)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから次の4社を共同保有者とする平成21年6月15日付の大量保有に関する変更報告書の写しの送付があり、平成21年6月8日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けているが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJ信託銀行 株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	13,285	3.11
三菱UFJ証券株式 会社	東京都千代田区丸の内2-4-1	1,467	0.34
三菱UFJ投信株式 会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	4,480	1.05
国際投信投資顧問株 式会社	東京都千代田区丸の内3-1-1	638	0.15
計	-	19,870	4.65

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,866,000	-	単元株式数は1,000株である。
完全議決権株式(その他)	普通株式 411,264,000	411,264	単元株式数は1,000株である。
単元未満株式	普通株式 5,302,175	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	427,432,175	-	-
総株主の議決権	-	411,264	-

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
住友大阪セメント株式会社	東京都千代田区六番町6-28	10,866,000	-	10,866,000	2.54
計	-	10,866,000	-	10,866,000	2.54

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高(円)	251	232	219
最低(円)	220	198	200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はない。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,315	26,258
受取手形及び売掛金	38,036	42,237
有価証券	0	0
商品及び製品	8,456	7,480
仕掛品	2,272	3,006
原材料及び貯蔵品	11,347	11,580
繰延税金資産	2,082	1,533
短期貸付金	305	377
その他	2,358	2,062
貸倒引当金	218	230
流動資産合計	78,955	94,306
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	145,145	143,316
減価償却累計額	92,665	91,865
建物及び構築物(純額)	52,480	51,450
機械装置及び運搬具	354,150	346,349
減価償却累計額	293,887	290,459
機械装置及び運搬具(純額)	60,262	55,889
土地	39,101	39,137
建設仮勘定	7,171	15,891
その他	27,330	27,258
減価償却累計額	15,324	15,190
その他(純額)	12,005	12,067
有形固定資産合計	171,021	174,438
無形固定資産		
のれん	362	405
その他	5,638	5,740
無形固定資産合計	6,001	6,145
投資その他の資産		
投資有価証券	33,629	25,433
長期貸付金	1,420	1,453
繰延税金資産	1,081	1,015
その他	7,138	7,287
貸倒引当金	613	615
投資その他の資産合計	42,656	34,575
固定資産合計	219,678	215,159
資産合計	298,634	309,465

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,958	27,487
短期借入金	32,275	33,116
1年内返済予定の長期借入金	7,624	7,613
1年内償還予定の社債	-	10,000
未払法人税等	378	856
繰延税金負債	14	13
賞与引当金	1,282	2,056
その他	11,800	13,758
流動負債合計	77,333	94,902
固定負債		
社債	22,000	22,000
長期借入金	54,181	54,767
繰延税金負債	8,771	5,399
退職給付引当金	835	828
役員退職慰労引当金	321	315
その他	9,450	9,570
固定負債合計	95,561	92,881
負債合計	172,894	187,783
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	31,084	31,084
利益剰余金	44,582	45,426
自己株式	1,932	1,926
株主資本合計	115,387	116,238
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,891	4,025
為替換算調整勘定	26	35
評価・換算差額等合計	8,864	3,989
少数株主持分	1,486	1,454
純資産合計	125,739	121,682
負債純資産合計	298,634	309,465

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)
売上高	51,512	48,029
売上原価	41,346	39,649
売上総利益	10,166	8,380
販売費及び一般管理費	8,888	8,264
営業利益	1,277	115
営業外収益		
受取利息	20	24
受取配当金	370	443
持分法による投資利益	7	-
その他	232	158
営業外収益合計	629	627
営業外費用		
支払利息	545	531
持分法による投資損失	-	8
その他	194	200
営業外費用合計	740	741
経常利益	1,166	2
特別利益		
固定資産売却益	22	5
投資有価証券売却益	17	-
貸倒引当金戻入額	42	8
その他	-	0
特別利益合計	82	14
特別損失		
固定資産除却損	10	178
固定資産売却損	1	1
投資有価証券評価損	13	55
貸倒引当金繰入額	0	-
その他	0	0
特別損失合計	26	236
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	1,222	220
法人税、住民税及び事業税	612	297
法人税等調整額	222	541
法人税等合計	834	244
少数株主利益	22	29
四半期純利益又は四半期純損失 ()	365	5

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,222	220
減価償却費	4,787	4,852
減損損失	-	0
のれん償却額	34	42
貸倒引当金の増減額(は減少)	30	9
受取利息及び受取配当金	390	468
支払利息	545	531
為替差損益(は益)	113	6
持分法による投資損益(は益)	7	8
有形固定資産売却損益(は益)	20	3
売上債権の増減額(は増加)	333	4,203
たな卸資産の増減額(は増加)	667	0
仕入債務の増減額(は減少)	31	3,533
その他	1,140	1,761
小計	4,583	3,649
利息及び配当金の受取額	393	455
利息の支払額	490	482
法人税等の支払額	1,031	751
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,453	2,872
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	5,606	2,875
固定資産の売却による収入	38	72
投資有価証券の取得による支出	1	13
投資有価証券の売却による収入	21	0
貸付けによる支出	323	97
貸付金の回収による収入	127	183
その他	43	199
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,788	2,531
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	664	836
長期借入れによる収入	669	-
長期借入金の返済による支出	1,111	575
社債の償還による支出	5,000	10,000
自己株式の売却による収入	0	1
自己株式の取得による支出	10	7
配当金の支払額	1,461	833
少数株主への配当金の支払額	1	6
その他	-	20
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,252	12,277
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	9
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,583	11,946
現金及び現金同等物の期首残高	22,825	25,988
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,242	14,041

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1.連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、連結子会社である大窯汽船株式会社は、タイヨウ汽船株式会社に商号を変更している。また、タイヨウ汽船株式会社からの会社分割により、大窯汽船株式会社及び大窯汽船高知株式会社が新たに設立されたため、連結の範囲に含めている。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 35社</p>
2.会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。</p> <p>これによる、当第1四半期連結会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はない。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1.一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定している。
2.固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。
3.法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められたため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>偶発債務</p> <p>銀行借入金等に対する保証債務は次の通りである。</p> <p>銀行借入金に対する保証債務</p> <p>押上・業平橋駅 21百万円</p> <p>周辺土地区画整理組合</p> <hr/> <p>計 21</p> <p>生コンクリート協同組合からの商品仕入債務に対する保証債務</p> <p>(株)プラスト 242百万円</p> <p>塚本建材(株) 174</p> <p>その他(2社) 68</p> <hr/> <p>計 484</p>	<p>偶発債務</p> <p>銀行借入金等に対する保証債務は次の通りである。</p> <p>銀行借入金に対する保証債務</p> <p>押上・業平橋駅 55百万円</p> <p>周辺土地区画整理組合</p> <hr/> <p>計 55</p> <p>生コンクリート協同組合からの商品仕入債務に対する保証債務</p> <p>塚本建材(株) 167百万円</p> <p>(株)プラスト 166</p> <p>その他(2社) 51</p> <hr/> <p>計 385</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主なものは次の通りである。</p> <p>販売諸掛 2,641百万円</p> <p>給与、賞与 1,650</p> <p>賞与引当金繰入額 440</p> <p>退職給付引当金繰入額 137</p>	<p>販売費及び一般管理費のうち主なものは次の通りである。</p> <p>販売諸掛 2,083百万円</p> <p>給与、賞与 1,738</p> <p>賞与引当金繰入額 419</p> <p>退職給付引当金繰入額 159</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 14,498百万円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 255</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 14,242</p>	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 14,315百万円</p> <p>預入期間が3ヶ月を超える定期預金 273</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 14,041</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 427,432千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,892千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	833	2.0	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余 金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	セメント (百万円)	鉱産品 (百万円)	建材 (百万円)	光電子・ 新材料 (百万円)	不動産・ その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	41,790	2,256	2,983	2,725	1,756	51,512	-	51,512
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	676	1,019	440	-	1,685	3,821	3,821	-
計	42,466	3,276	3,424	2,725	3,441	55,334	3,821	51,512
営業利益又は営業損失()	1,193	99	10	513	480	1,271	6	1,277

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	セメント (百万円)	鉱産品 (百万円)	建材 (百万円)	光電子・ 新材料 (百万円)	不動産・ その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	38,231	1,771	3,032	3,443	1,551	48,029	-	48,029
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	668	942	489	3	1,454	3,558	3,558	-
計	38,899	2,713	3,522	3,446	3,005	51,587	3,558	48,029
営業利益又は営業損失()	145	129	23	194	321	120	4	115

(注) 1 事業区分の方法は、当社の売上集計区分によっている。

2 各事業区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
セメント	各種セメント、生コンクリート、セメント系固化材、セメント工場における電力の供給、原燃料リサイクル
鉱産品	石灰石他鉱産品
建材	コンクリート構造物向け補修材料、コンクリート2次製品
光電子・新材料	光通信部品及び計測機器、セラミックス製品、PDP用フィルター()、ナノ粒子材料
不動産・その他	不動産賃貸、エンジニアリング、ソフトウェア開発

()平成21年3月末にてPDP用フィルム事業より撤退し、PDP用フィルター事業へ特化している。

3 会計方針の変更

当第1四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を適用している。

これによる、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はない。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略している。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略している。

（有価証券関係）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

（ストック・オプション等関係）

該当事項なし。

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 （平成21年6月30日）	前連結会計年度末 （平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 298.30円	1株当たり純資産額 288.62円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）
1株当たり四半期純利益金額 0.87円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。	1株当たり四半期純損失金額（ ） 0.01円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

（注） 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）
四半期純利益又は四半期純損失（ ）（百万円）	365	5
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失（ ）（百万円）	365	5
期中平均株式数（千株）	417,639	416,552

（重要な後発事象）

該当事項なし。

（リース取引関係）

リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度前の連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っているが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

住友大阪セメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 高志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原口 清治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香山 良 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住友大阪セメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

住友大阪セメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 高志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原口 清治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住友大阪セメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。